

平成 30 年 2 月 2 日

太子町長 服 部 千 秋 様

太子町保健福祉審議会
会長 瀧 口 迪 範

「太子町障害者計画（第 3 期）・障害福祉計画（第 5 期）」について（答申）

平成 29 年 8 月 2 日付で本審議会に諮問された「太子町障害者計画(第 3 期)・障害福祉計画（第 5 期）」について、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

本審議会に諮問された「太子町障害者計画（第 3 期）・障害福祉計画（第 5 期）」については、これまでの障害者計画及び障害福祉計画の進捗状況、ならびに、障害福祉サービスの動向及び障害者総合支援法を踏まえ、本町の障害者福祉の方向性が示された内容であり、適当であると判断する。

なお、計画の推進にあたっては、下記の意見を反映されたい。

（障害者計画）

障害者が自立した地域生活を送ることができ、また、障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障害者福祉施策の一層の推進を図られたい。

（障害福祉計画）

障害者を地域全体で支援するため、地域の社会資源を最大限に活用しながら、多様化する障害福祉サービスの提供体制の整備に努められたい。

（障害児福祉計画）

障害児のライフステージに沿って、切れ目の無い一貫した支援を提供できるよう、保健、医療、保育、教育等の関係機関と連携を図り、支援体制の構築に努められたい。